

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少し、十二億五千五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年六月三十日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年五月十一日付官報の号外第四百四十五頁に掲載されています。

令和八年五月二十五日

東京都港区赤坂一丁目八番一号三菱UFJ
信託銀行内 城南島施設開発特定目的会社
取締役 菊池 省吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を六億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/ir/s05748-j3d14/>
令和八年五月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内 G C品川特定目的会社
代表取締役 桂川 圭史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し十六億五千五百万円とし、発行済優先出資総口数三万七千口のうち四千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.nishuchi-cpa-office.com/
accounting](https://www.nishuchi-cpa-office.com/accounting)
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号株式会社
社アカウンティング・マネジメント・サー
ビス内 錦糸町タワー特定目的会社
取締役 田中 博之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 八十六頁(号外第一五七号)

令和八年五月二十五日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階 Y uri特定目的会社
取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.web-public-notice.jp/
44K456S-00045](https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045)
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 ジャパン・アカイシ特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.web-public-notice.jp/
44K456S-00059](https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00059)
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 ジャパン・ガッサン特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.web-public-notice.jp/
44K456S-00042](https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00042)

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 ジャパン・シオミ特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.web-public-notice.jp/
44K456S-00060](https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00060)
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 ジャパン・トムラウシ特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十六億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00003461f20/>
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 辻堂ホールディング特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001480q7m2/>
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号

ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千二百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001480q7m2/>
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号

ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千八百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001480q7m2/>
令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号

ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社
取締役 栗国 正樹

訂正公告

令和八年五月十八日(号外第一〇九号)掲載の解散公告中「ネクスト・シヨア有限公司」とあるは「ネクスト・シヨア有限公司」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十五日

抜 店

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和八年二月二十日(号外第三十六号)公布財務省令第三号(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)
四八 終りから 三 施行日前 施行の日前